

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案

規制の名称：国立研究開発法人情報通信研究機構から記録作成業務の委託を受けた者に対する秘密保持義務の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省サイバーセキュリティ統括官室

評価実施時期：令和5年10月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に

	<p>対する負の影響)が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

現在の国立研究開発法人情報通信研究機構法（以下「NICT法」という。）では、令和5年度末までの約5年間の時限業務として、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が、自らが行う研究開発等の成果の普及の一環として、サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器（通信機能を有し、インターネットに接続される様々な機器）について、

- ①特定アクセス行為（ID及びパスワードを入力して、サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器を発見する行為）を行うこと
- ②当該行為に係る通信履歴等のデータを処理・分析し、電磁的記録を作成すること（以下「記録作成業務」という。）
- ③②の記録に基づき、電気通信事業者に当該IoT機器に係る対処を求める通知を行うこと（以下「通知業務」という。）

としており、当該業務を行うNICTの職員等に対しては、秘密保持義務規定が置かれている。

昨今、社会全体のデジタル化が進み、必要不可欠な基盤である情報通信ネットワークへの依存度が高まる中、大規模なサイバー攻撃につながるIoT機器のセキュリティ対策を強化していくことが必要となっていることから、今般、令和6年度以降も、引き続き、NICTによる上記①から③の業務（以下「特定アクセス行為等」という）を実施できるようNICTの業務に係る規定の整備を行う予定である。

その際、特定アクセス行為等については、それによって得られるデータが機密情報の窃取等に利用され得る機微な情報であることから、厳格な要件の下で実施されることをこれまで以上に確実に担保する観点で、特定アクセス行為等について委託ができる範囲等を明確化するため、①の特定アクセス行為については外部委託禁止、②の記録作成業務は外部委託が可能、③の通知業務は認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下「認定協会」という。）に限り外部委託が可能である旨を法律上明記することとしている。

他方、記録作成業務に係るデータは、特定アクセス行為に成功したID・パスワードとIPアドレスの組合せ等、機密情報の窃取等に利用され得る機微な情報であり、現在のNICTの職員等に対してと同様に情報の適正な取扱いの確保が求められるものの、現行法上は当該業務の外部委託規定は置かれていないことから、当該業務の外部委託先に対する秘密保持義務規定などは設けられていない。

そこで、今回は、現行の規制を維持することにより、委託先における当該業務の情報の適正な取扱いが確保されず、機密情報の窃取等が発生する場合はベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題、課題の発生原因等】

- ・ 特定アクセス行為によって得られるデータは、特定アクセス行為に成功した ID・パスワードと IP アドレスの組合せ等、機密情報の窃取等に利用され得る機微な情報であり、情報の適正な取扱いの確保が厳格に求められる点は①、②及び③のいずれも同じであるにも関わらず、記録作成業務の外部委託の扱いについて法律上明記はされていなかったことから、②の記録作成業務について、外部委託が可能である旨のみを明記し、当該外部委託先に NICT の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に課しているものと同様の秘密保持義務及び罰則に係る規定を設けない場合、実施主体(NICT の職員、記録作成業務の外部委託先、認定協会)によって規制及び規制に係る罰則の有無が異なる状況となり、その結果、記録作成業務の外部委託先において情報の適正な取扱いが確保されない。

【課題解決手段の検討】

- ・ 現行法上も、独立行政法人通則法上の一般原則によれば、業務方法書に業務の委託に関する基準等を記載した上で、主務大臣の認可を受けることで業務の外部委託は可能となっており、委託先との間で契約を締結する際に、請負契約書に守秘義務規定を設けることも考えられる。しかし、特定アクセス行為自体が NICT のみに認められるものであることに加え、特定アクセス行為によって得られるデータの機微性や機密情報の窃取等に利用された場合の影響度等を考慮すれば、一般原則に委ねるのみでは抑止効果としても不十分であり、当該データを用いた記録作成業務を外部委託する場合には、当該委託先に対しても現在の NICT の職員等に対してと同様の秘密保持義務を課することが適当である。
- ・ また、特定アクセス行為に係る業務を行う NICT 職員及び認定協会に対しては、当該業務において知り得た情報について、既に秘密保持義務及び当該義務に違反した場合の罰則規定が設けられており、記録作成業務の外部委託先に対して同様の規定を設けたとしても、過度な規制ではないと考えられる。

よって、以下の規制を新たに設ける必要がある。

【規制の内容】

- ① NICT から記録作成業務の委託を受けて業務に従事する者又は従事していた者に対して、現在、NICT の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に課しているものと同様に、秘密保持義務を課す。
- ② ①に伴い、記録作成業務の委託を受けて業務に従事する者又は従事していた者が秘密保持義務に違反した場合においても、NICT の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に課している罰則を準用する規定を設ける。

3 直接的な費用の把握

- ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

本規制は、記録作成業務の受託者に秘密保持義務を課すものであり、業務の実施に当たっては、NICT 職員と同様に NICT の設備を用いることを想定していることから、追加の遵守費用は通常想定されない。他方、NICT から外部委託を受ける際に秘密保持義務の遵守を求められた場合に、当該受託者において、情報の適正な取扱いを厳格に担保するためのマニュアルを作成することがあれば、追加の費用が生じる可能性は考えられる。

当該マニュアルの作成に係る費用を示すことは困難であるが、仮に、当該業務の受託事業者が、記録作成業務に係る情報の適正な取扱いを厳格に担保するためのマニュアルを作成する作業に 10 時間、担当者 3 人を要するものとする、費用は以下ようになる。

2,592 円（担当者時給）× 10 時間（作業に要する時間）× 3 人（実際に作業を行うと考えられる人数）＝ 77,760 円

※ 4,430,000 円（令和 3 年分民間給与実態統計調査（国税庁）の平均給与額（年間））÷ 1,709 時間（令和 3 年労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間数）＝ 2,592 円

【行政費用】

本規制の導入によって、行政においては、秘密保持義務違反があった場合、NICT に対する監督を行うこととなる、NICT の監督を遂行するために現在の体制にて対応を行っている内容であるため、本規制の導入による新たな行政費用は特段想定されない。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和でないため、該当せず。)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制に伴う副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(本規制の検討段階やコンサルテーション段階において、本評価書等の活用は行っていない。)

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

・ 秘密保持義務違反の発生件数